

(3) 意見の概要と市の考え方

①計画本文に関する意見

	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
1	p6～ 八尾市の子育 てを取り巻く 現状	両親の就労状況に関するデータを掲載すべき。	資料として追加します。
2		保育所入所児童数申請数、幼稚園児童数応募数、年齢別保育の場所を掲載すべき。	
3	p16 市民・行政等 の役割	家庭の役割において、「保護者が子育てについての責任を遂行します。」とある。前期計画では「養育責任」となっている。養育がなくなったことで、保護者に対して「子育てすべてが自己責任である。」と言っているように感じる。養護と教育の意味からも養護を入れるべき。	養護・教育も含め、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという意味で今回変更を加えています。また、子育てに関する責任すべてが保護者にあるという意味ではなく、次世代育成支援にあたっては、保護者をはじめ市民・企業・行政のパートナーシップによる支援が必要であると考えており、それぞれの役割について記載しております。
4	p17 基本方向	<p><基本方向1>（5行目最後）「さらには、子育て支援を求める家庭に対し、適切なサービスが届くよう、子育て支援サービスを子どもの発達段階に応じて体系化するとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。」とあるが、子育て支援を求めない、求める状況にない、手段がわからない孤立した家庭への具体的な支援体制づくりが大事であり、このことを明記してほしい。</p> <p>（13行目）「必要に応じて専門的な助言・指導が受けられる環境整備を推進します。」ではなく、「確立をめざします」にすべき。</p>	<p>次のように修正します。</p> <p>「子育て家庭に対し、適切なサービスが届くよう、子育て支援サービスを子どもの発達段階等に応じて体系化するとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。特に、支援が必要にもかかわらず、相談の方法等が分からないため支援が求められない家庭等に対して、さまざまな事業や機会を通して働きかけを行う等、支援が届くように努めます。」</p> <p>「さまざまな機関が連携を図り、身近な地域で気軽に子育て相談ができ、必要に応じて専門的な助言・指導が受けられる支援体制の確立をめざします。」</p>

該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
5 P19, 20 重点課題	「子どもの権利擁護の推進」とあるが、「擁護」は危害などからかばい守るという意味に感じられ、あくまでセーフティネット的な限定されたイメージがある。子どもの権利を守っていくことは大切であるが、同時に、子ども自身が自分の意見を発言したり、自発性、自立性を発揮できるようにすべきと考える。「尊重」という表現の方が広くとらえられるため、その方がよいのではないか。	ご指摘のとおり「子どもの権利の尊重」に修正いたします。
6	・「父親が働き方について見直し、・・・」とあるが、父親だけでなく親の働き方ではないか。また、企業にも行動を求めていかなければならないのではないか。	次のように修正します。 「親が働き方について見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、行政が企業や市民に働きかけを行うとともに、企業等が積極的に取り組むことが重要です。」
7 p21 施策体系図	具体的施策の方向の細部が削除されている。前期計画同様にすべきではないか。	具体的施策の中には、さらに項目が分かれているものがありますが、体系図に記載すると見づらいつの指摘もあり、後期計画では具体的施策までの表記にとどめております。施策体系図の次のページから、基本方向や具体的施策の説明、事業名称や事業内容について記載しておりますので前期計画同様となっています。
8 p22 1－1子どもの権利を尊重する意識の醸成と児童虐待防止対策の充実	「子どもの権利条約」を日本が批准をし、その実効ある実施が求められていることを入れるべき。	1ページ「1. 計画策定の背景」において、国連において子どもの権利条約が採択され、日本も平成6年（1994年）に批准している旨記載しております。さらには、14ページの基本理念の1つとして、「すべての子どもの人権が尊重されて生き生きと育ち、子どもの生きる力を育てる学校・地域づくり」を、15ページの計画策定にあたっての基本的な視点の1つとして「子どもの視点 「子ども権利条約」を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。また、常に子どもの声に耳を傾け、子どもの心に寄り添いながら支援を行います。」と記載しており、後期計画推進においても、子どもの権利の尊重を重点課題として位置づけております。
9	理念に関する記述と具体的な事業に関する記述が混在しているように思う。特に、子どもの権利を尊重する意識の醸成について、何を実施していくのかを記述すべきではないか。	具体的な取り組みの実施についてより明確に記載するために、22ページ下から5行目からを次のように修正します。 「しかし、依然として市民全体に子どもの権利を尊重する意識が醸成されたとは言いがたい状況にあり、市民とともに子どもの権利を尊重するための取り組みについて考える機会づくりや子ども自身も自らの身を守るという意識と実践技能の習得のためCAP(Child Assault Prevention=子どもへの暴力防止)プログラムの学習等を推進します。」

	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
10		安全な妊娠、出産の確保、小児医療体制の充実について<目標・めざす姿>として掲げるべきでないか。また、重点課題にもない。(他1件)	基本方向1の<目標・めざす姿>に「安心して妊娠・出産・子育てができるように医療体制の充実を図ります。」を追加します。また、具体的施策1-4において、安全で快適な妊娠・出産を確保するため、医療機関等との連携を図りながら早期に支援が必要な人を把握し、妊娠中から出産後までの一貫した健康管理ときめこまやかな子育て支援の体制づくり、安心して子育てができるよう小児医療体制等の充実を図ってまいります。
11	p45 目標事業量	通常保育の目標事業量が平成21年度4,300人なのに、26年度では4,150人になっているのはなぜか。この数字で待機児童解消可能か。また、推計の根拠は。(他2件)	後期計画の目標事業量については、人口推計、アンケート結果による分析、過去の入所傾向からの分析等を行ない算出したものとなっており、就学前人口が減少傾向にあることから、4,150人という目標値を設定しています。この目標値は平成26年における0-2歳人口の約30%、0-5歳人口の約38%が保育所に入所する見込となります。また、年度途中での入所希望者や入所区分D区分への対応も考慮しております。
12		現在の入所児童数に、入所区分D区分以上の保留児童と定員外入所をあわせた数を目標事業量とすべき。(他1件)	しかしながら、国において保育制度が変革期にあり、また、景気の動向等により保育ニーズが急激に増加することも予測されることから、施設数も含め、これらの状況の変化に注視しながら対応していく必要があるものと考えております。
13		18年度の目標事業量見直しの際、年度途中からの入所や入所区分D区分以上の入所をめざすとあったが、後期においても同じなのか。	
14		福島少子化担当相は1月21日の衆院予算委員会で5年後の国の3歳未満の保育所利用率を現在の24%から35%に増やすことを目標にすると答弁している。また、平成20年の「新待機児童ゼロ作戦」では平成24年には3歳未満の保育所利用率を29%にすることが目標となっているが、こうした国の考え方と市の目標事業量は整合性がとれているのか。	
15		施設数は4か所以上増やすことが必要。	
16		子どもが病気の際に預けられる施設の充実が必要である。	病気の回復期に至っておらず、かつ、当面症状の急変が認められない場合や、病気の回復期でありかつ集団保育が困難な場合に、病院や保育所に設けられた専用スペースで一時的にあずかる施設(病児・病後児対応型)を2箇所設置しています。また、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えにくるまでの間、看護師等が専用スペースで保育する体調不良児対応型の施設の設置を推進します。

	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
17		地域子育て支援センターのより一層の充実が必要である。(他1件)	地域子育て支援センターとつどいの広場を地域子育て支援拠点として再整理を実施し、特に、地域子育て支援センターの機能充実については平成26年までの実施を目指します。
18	全体を通して	若者や高校生が結婚して八尾市に住み、子育てしたいという計画をつくってほしい。	次世代育成支援行動計画を実施し、計画の理念でもある「未来に無限の夢をもった次代の社会を担う子どもが、安心して楽しく生き生きと育つことができ、また親も八尾市で子どもを生み、育てて良かった、八尾市に住んで良かったと実感できるまち」をめざします。
19		少子高齢化が進む状況は明らかである。子育てしやすい八尾市をつくり、出生率をあげる施策を具体化してほしい。	少子化については、晩婚化・未婚化などの結婚観の変化や仕事や家庭の両立の問題、さらには経済的不安など、様々な社会的な課題があり、その解決には総合的な施策の推進が必要です。しかしながら、安心して子どもを生み育てられるような環境を整えていくことも少子化対策の重要な要素であり、次世代育成支援行動計画における各事業を着実に実施し、計画を推進してまいります。
20		「少子化に歯止めをかけるために必要なこと」として、「子育て家庭への経済支援」、「保育サービス」の充実をあげる人が多くなっている。この結果は後期計画にどのように反映されているのか。「保育サービスの充実」は前期では重点課題にあった。	「保育サービスの充実」については、重点課題でも一部触れております。「子育て家庭への経済支援」については具体的施策1-8で、「保育サービスの充実」については具体的施策1-3において、後期計画においても引き続き推進してまいります。

②その他意見

	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
21		<基本方向1>ひとり親への対応、多様な働き方への対応に触れられていない。	17ページ基本方向1の説明において、ひとり親家庭、多様な働き方への対応も含め、「すべての家庭において保護者が安心して子育てができるよう、変化するニーズに柔軟に対応しながら、さまざまな子育て関連サービスの充実や利用者が利用しやすいサービスの提供に努めます。」と記載しております。「具体的施策1-3きめこまやかな子育て支援サービスの充実」、「1-5ひとり親家庭等の自立支援の促進」において施策を推進してまいります。

該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
22	<p><基本方向2>家庭教育が強調されているように思うが、家庭の生活が経済面も含めて安定しないと心のゆとりや余裕も出てこない。子どもの貧困の問題もクローズアップされているが、国や地方公共団体は児童福祉法の精神からも一緒に育成する責任をおっている。地域だけでも無理で行政が積極的に主体性を発揮して関わるべきである。</p>	<p>次世代育成支援を推進していくためには、地域だけでなく、行政・企業とのパートナーシップによる推進が必要であると考えます。</p>
23	<p>8時間労働を定着化させるなど、企業に対してもっと行政が働きかけるべきではないか。(他1件)</p>	<p>具体的施策2-4で多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の啓発の推進を掲げています。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画型の子育てについて啓発を進め、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、市内の企業・事業所・地域に対する働きかけや情報提供等の強化に取り組んでまいります。</p>
24	<p>認可保育所に通っている人には多額の補助金が投入されているが、認可外保育所に通っている人には補助がなく、保育料の負担が大きい。同じ市民なのに不公平を感じる。</p>	<p>本市においては、保育所入所要件がありながら、認可保育所(園)に入所できない子どもに対し、できる限り認可保育所による対応を優先すべきであると考えており、保育所(園)の整備を行うなど定員の増を図り対応したいと考えています。</p>
25	<p>保育の質の向上とは何か。定員外入所との関係は。</p>	<p>市内全ての認可保育所(園)にあっては、保育所最低基準を遵守し、保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実や検討事案が生じた場合に備えて第三者委員会を設置する等、子どもの健康及び安全の確保を図ることで保育の質の確保に取り組んでまいります。また、定員外入所については保育所最低基準にある面積基準や、保育士配置基準を遵守したうえで実施しています。</p>
26	<p>保育の質の向上ということで人事評価制度がなされようとしているが、保育士一人ひとりの質を向上することより、保育環境(人的物的環境)を整えることが先決である。</p>	
27	<p>市が考える保育の質とは何か。前期計画において「保育所(園)が提供するサービスの質について第三者評価を検討する」とあったが、どのような検討がされ、後期計画に反映しているのか。</p>	

該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
28	<p>「家庭支援推進保育所事業」は、保育所内の要支援家庭への援助が中心であるが、担当者が嘱託職員であるため家庭訪問などができず支援内容がわずかに限られている。計画では、在宅子育て家庭への援助も今後行っていくようになっており、ますます嘱託職員では対応できない。正規職員で対応すべきであり、仕事内容も整理すべきである。(他1件)</p>	<p>家庭支援推進保育所事業は、家庭環境に配慮を要する保育所入所児童に対し、関係機関と連携し家庭訪問等を実施する事業であり、入所児童及び保護者への対応については、当該児童の担任保育士や保育所長をはじめ保育所全体で行っております。ご指摘の嘱託職員については保育士資格を持った有資格者ですので、その職責を果しているものと考えております。</p>
29	<p>待機児童解消計画はどこで見ることができるのか。</p>	<p>現在、待機児童解消計画は策定しておりませんので、事業から削除いたします。なお、保育計画を推進していく中で引き続き待機児童解消に努めてまいります。</p>
30	<p>産婦人科病院、小児科病院(救急医療体制)を充実させるべき。(他1件)</p>	<p>産科医・小児科医の不足は、全国的な問題となっています。そのため中河内医療圏(八尾市・東大阪市・柏原市)において、輪番制による小児救急体制を整え24時間診療体制の確保を実施しています。また、国に対して、このような状況を解消するため必要な措置を行うとともに、医師の養成・確保に取り組むよう、要望を行っております。</p>
31	<p>公立保育所では外国人のための通訳がいて保護者対応等をしているが、民間保育園の子どもたちへも同様の支援が必要である。</p>	<p>私立保育所(園)に対して、ニーズの高い施設につきましては通訳を配置していただくため、支援を行っております。</p>
32	<p>医療費助成制度を義務教育終了まで拡充してほしい。</p>	<p>子どもの医療費制度については、大阪府福祉医療制度を活用し、次代を担う乳幼児の健やかな成長を図るため、乳幼児医療費助成制度を実施しており、平成20年7月に通院における助成を就学前まで拡充し、現在は通院・入院ともに就学前までの助成を行っております。また、この制度は子育て家庭の経済的負担の軽減を図るだけでなく少子化対策という観点から行っているものであり、現在、国における子ども施策については流動的となっていることから、さらなる拡充についてはこれらの動向を注視しながら慎重に検討してまいります。</p>
33	<p>就学援助金の予算化増額、奨学金の枠を広げ有利子はしないことに取り組んで欲しい。</p>	<p>就学援助制度は、法律の定めにより経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して援助を行うものであり、今後も制度を堅持していく必要があることから、厳しい財政状況の中での予算増額は困難です。また、奨学金制度は、経済的理由により子どもたちの教育機会が奪われることのないよう支援するため、給付事業として実施しています。しかし、昨今の金融状況から、財源の大部分は基金の果実ではなく一般会計に求めている状況であり、継続的に可能な限り多くの利用が得られるよう選定人数及び支給額を決めており、本市の財政状況を勘案すると枠の拡大は困難です。</p>

	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
34		「子育て支援のネットワークづくり」において、保育所や放課後児童室などの保護者会をどのように位置づけているのか。最も身近な子育て支援に関する団体の一つに保護者会があるとすれば、保護者会との連携の重要性については言うまでもなく、保護者に対する支援においても、これを効率的かつ効果的に行うためにも保護者会の存在が重要であると思うが、どのように認識されており、後期計画との関係はどのようにされるのか。	保育所や放課後児童室の保護者会は個別に組織された任意団体でもありますことから、市において位置づけできるものではありませんが、保護者会とそれら各施設における連携は、各保護者とのコミュニケーションの重要性などからこれまでも行っており、今後も変わらないものと考えております。
35		「こどもの地域社会の一員としての役割」とは何か。「権利擁護＝虐待防止」と受け取られる部分も多く、「こどもの権利条約」の精神を狭く捉えている部分も多く見られる。	家庭と地域とのつながりが希薄化している現状があります。こうした中では周囲からの支援が受けられず、子育てが孤独で密室化し、親の心のゆとりが奪われ児童虐待に至るケースもあります。地域からの支援を受けやすくするため、親だけではなく、子ども自身が積極的に地域での活動やボランティアに参加し、地域の人や年齢の違う子どもとかわりもつことが必要であると考えます。
36		各学校、保育所、幼稚園、留守家庭児童会の老朽化は「こどもの権利条約」の「最善の利益の保障」に反している。施設の改善に力をいれてほしい。	老朽化等による各施設の修繕・改修については、引き続き、計画的に実施してまいります。
37		公立保育所を増やして待機児童解消してほしい。（他1件）	平成17年度以降、私立保育所園の設置、定員増を伴う増改築、分園の設置、公立保育所民営化、定員の弾力化等を実施して入所枠の拡大に取り組み、待機児童解消について一定の効果はあったものと考えています。しかしながら、低年齢児の待機児童が多いことや、また、児童数の地域偏在などの理由により、結果として待機児童解消に至っておりません。こうした状況を踏まえ、今後の保育所整備のあり方について児童福祉審議会に諮問したところです。審議会からの答申を受け、私立保育所（園）の設置、定員増を伴う増改築等の保育所整備について検討し、待機児童解消に努めてまいります。 なお、定員外入所（定員の弾力化）については、保育所最低基準を満たしたうえで実施しており、詰め込み保育ではないと認識しております。
38		待機児童解消の解消や今働いていなくても今後働きたい、経済的理由によりすぐ働かなければならない親もいることから、保育所をもっと増やすべきである。	
39		待機児童解消を「定数の弾力化」による子どもの詰め込み保育ではなく、認可保育所の増設で対応すべき。（他6件）	
40		前期計画の目標事業量4,300人はなぜ達成されなかったのか。	
41		定員外入所児童数と入所児童数に占める割合の推移を示してほしい。	

該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
42	放課後児童の終了時間延長が必要である。	放課後児童室については平成21年4月より、6時までの時間延長を実施したところ です。さらなる時間延長については、利用者のニーズ等も勘案しながら今後検討して まいります。
43	平成22年1月の児童福祉審議会答申では待機児童解消のために小規模保育所や分園の設置等の対応策が示されているが、後期計画や目標事業量等にどのように反映されているのか。	児童福祉審議会では、「八尾市における就学前児童を中心とする支援・施策の充実について」をテーマに、「保育所整備のあり方について」、「就学前から就学へと切れ目のない支援について」、「家庭、地域における子育てについて」の3項目を検討し、1月に答申をいただいたところです。答申にはご指摘の小規模保育所、分園の設置による対応策や幼保一元化等が示されており、答申を踏まえ、後期計画を推進してまいります。
44	児童福祉審議会答申において「認可外施設を認定・指定し、保護者負担の軽減等を目的として助成金等の交付する制度について研究・検討していく」という記載があるが、検討の経過はどうなっているのか。後期計画との関係は。	
45	児童福祉審議会答申において「幼保一元化施設の導入について検討を進める必要がある」と記載されているが、どのように行うのか。また、後期計画との関係は。	
46	児童福祉審議会答申において放課後児童室について「子どもたちが安心して入室できるような子どもの視点に立った取組みが求められている」とあるが、どのような取組みを想定しているのか。後期計画との関係は。(他1件)	
47	幼稚園審議会と後期計画の関係は	
48	アンケート結果を公開したうえでパブリックコメントを実施すべき。	アンケート結果については、別冊資料編で掲載を予定しております。
49	子どもの貧困についてどのように認識しているのか。後期計画との関係は。	子どもの貧困の解消に向けては、母子・父子にかかわらず、安定した仕事に就いて自立した生活を営むことが必要であり、それぞれの家庭の生活実態に応じた対応が求められるものと認識しております。後期計画においても、基本方向1「安心して子育てができるような子育て支援・保健サービスの充実」の中で、具体的施策として位置づけております。
50	事業内容を記載してほしい。(他2件)	後期計画において、各事業名称と事業内容を掲載いたします。